# 東洋紡株式会社

証券コード 3101

# 第161回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

株主総会ご出席の株主様へのお土産の 用意はございません。何卒ご理解くだ さいますようお願い申しあげます。

#### 開催日時

2019年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始午前9時)

#### 開催場所

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

当社本社 12階大ホール

(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与

のための報酬決定の件



書面(議決権行使書) および インターネット等による議決権行使期限 2019年6月24日(月曜日)午後5時30分まで

# 株主各位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

# 東洋紡株式会社

代表取締役 楢 原 誠 慈

# 第161回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第161回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月24日(月曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日 時** 2019年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時)
- 2. 場 所 大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

当社本社 12階大ホール

(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。)

#### 3. 目的事項

報告事項 1. 第161期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書 類監査結果報告の件

> 2. 第161期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社 ウェブサイト(https://www.toyobo.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類 には記載しておりません。
  - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
  - ② 連結計算書類の連結注記表
  - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
  - ④ 計算書類の個別注記表

従いまして、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して 監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載したもののほか、当社 ウェブサイトに掲載している上記事項も含まれております。

- ◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.toyobo.co.jp/)に掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

# 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

1

# 当日ご出席による議決権行使

2019年6月25日(火) 午前10時開催



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

2

# 書面郵送による議決権行使

2019年6月24日(月) 午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示のうえ、ご返 送ください。

.....

3

# インターネット等による 議決権行使

2019年6月24日(月) 午後5時30分受付分まで



インターネット等により議決権を 行使される場合は、次頁の「イン ターネット等による議決権行使の ご案内」をご確認のうえ、ご行使 ください。

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用 いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net



#### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月24日(月曜日)当社営業時間終了の時(午後5時30分)までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

#### 3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

#### 4. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# (添付書類)

## 事業報告 (自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

# 1. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項

2018年9月6日に当社敦賀事業所にて発生しました火災事故により、株主の皆様をはじめ、近隣住民、関係省庁、お客様ほか、関係者の皆様には多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申しあげます。この事故を教訓として、さらなる防災活動を推進するとともに、早期の復旧に向けて引き続き全社一丸となって取り組んでまいります。

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(以下、「当年度」といいます。)における当社グループを取り巻く世界経済は、当年度の前半は米・中・欧において底堅い成長が続きました。しかし、後半には、米中貿易摩擦、中国経済の減速、英国のEU離脱問題に伴う経済混乱の不安などが要因となり、景気は減速しました。国内においても、当年度の前半は、景気は緩やかに回復しましたが、後半は、輸出が低迷するとともに、設備投資の伸びも鈍化し、力強さを欠きました。このような環境のもと、当社グループは、「フィルム&コーティング」、「モビリティ」、「ヘルスケア&ウェルネス」を成長分野と位置づけた「2018年中期経営計画」をスタートさせました。初年度となる当年度は、特に、「フィルム&コーティング」において、液晶偏光子保護フィルム"コスモシャイン SRF"やセラミックコンデンサ用離型フィルムの販売を大幅に拡大しましたが、一方で、原燃料価格変動や物流コスト増の影響を大きく受けました。また、火災事故により、エアバッグ用原糸の製造設備などが焼失したため、当該原糸の代替品調達に関連する費用など138億円を特別損失として計上しました。

以上の結果、当年度の売上高は3,366億98百万円と前年度比1.7%の増収、営業利益は217億27百万円と前年度比9.2%の減益、経常利益は177億88百万円と前年度比12.9%の減益、親会社株主に帰属する当期純損失は6億3百万円(前年度の親会社株主に帰属する当期純利益は130億44百万円)となりました。

#### 事業区分別の概況

事業区分別の概況は、次のとおりです。

#### フィルム・機能樹脂事業

当事業は、フィルム事業、機能樹脂事業ともに、原料価格変動の影響を受けましたが、工業用フィルムが売上を伸ばし、前年度に比べ、増収増益となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは、原料価格変動や物流コスト増の影響を受け苦戦しました。一方、工業用フィルムは、液晶偏光子保護フィルム"コスモシャイン SRF"が、液晶テレビ用途で販売を大きく伸ばし、セラミックコンデンサ用離型フィルムは車載用で販売を拡大しました。

機能樹脂事業では、エンジニアリングプラスチックは、国内外ともに自動車用途の販売を伸ばしましたが、原料価格変動の影響を受けました。工業用接着剤"バイロン"は、電子材料を中心とした接着用途の販売が伸び悩みました。

#### 産業マテリアル事業

当事業は、原料価格変動と火災の影響を受け、前年度に比べ、増収減益となりました。

エアバッグ用基布は、海外顧客向けの販売を伸ばしましたが、火災と原料価格変動の影響を受け苦戦しました。スーパー繊維事業では、"ツヌーガ"は手袋用途を中心に販売を伸ばしましたが、"ザイロン"の販売が低調でした。生活・産業資材事業では、衛材用途のポリエステル短繊維は、海外向けに販売を拡大しましたが、原料価格変動の影響を受けました。機能性クッション材"ブレスエアー"は、火災の影響を受け販売が減少しました。

#### ヘルスケア事業

当事業は、医薬品製造受託事業が苦戦し、前年度に比べ、減収減益となりました。

バイオ・メディカル事業では、診断薬用酵素は、海外への販売が好調に推移しましたが、 医薬品製造受託事業は、案件獲得に苦戦し、GMP(医薬品等の製造および品質管理基準) 対応にかかる費用がかさみました。

機能膜・環境事業では、海水淡水化用逆浸透膜は受注が足踏みしました。機能フィルターは、事務機器向けなどが減少しましたが、溶剤を回収するVOC処理装置・エレメントは中国などでの環境関連投資の拡大で好調に推移しました。

#### 繊維・商事事業

当事業は、前年度に比べ、減収増益となりました。

ユニフォーム用途は販売が伸び悩み、中東向け特化生地は市況の悪化により販売数量が減少しました。一方、スポーツ衣料製品は回復しました。

#### 不動産事業

#### その他事業

当事業では、不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等のインフラ 事業は、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

#### 事業区分別売上高

区	分	売 上 高	構成比	前年度比増減率
フィルム・ホ	機能樹脂事業	1,562億円	46.4%	5.1%
産業マテ	リアル事業	665	19.8	4.9
ヘルス	ケア事業	347	10.3	△2.9
繊維・ 序	商 事 事 業	646	19.2	△5.5
不動	産 事 業	42	1.2	△2.0
そ の 1	他 事 業	105	3.1	△2.3
合	計	3,367	100.0	1.7

#### 2018年中期経営計画における取組状況

当中期経営計画においては、成長への積極的な投資を推進し、「不断のポートフォリオ改革」に取り組んでいます。当年度に実施した、主な成長への取組みは次のとおりです。

#### フィルム事業

- ・高耐熱性ポリイミドフィルム"ゼノマックス"の事業拡大に向けて、生産・販売会社「ゼノマックスジャパン株式会社」を設立し、新工場を立ち上げました。
- ・透明蒸着フィルム"エコシアール"の海外展開に向けて、米州のTerphane社と販売契約を 締結しました。
- ・重金属フリーの触媒を使用した、包装用PETフィルム"東洋紡エステルGS"を開発しました。

#### 機能膜・環境事業

・中空糸型正浸透膜 (FO膜) の実用化に向け、欧州にて浸透圧発電プラントの実証テスト を開始しました。

#### オープンイノベーション

・欧州独立系運用会社Capricorn Venture Partners n.v.が運用する、欧州基盤のベンチャーファンドに参加することを決定しました。

#### (2) 設備投資等の状況

当年度には、高耐熱性ポリイミドフィルム"ゼノマックス"の生産設備新設のほか、総額255 億円の設備投資を行いました。

#### (3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

また、銀行借入の返済資金に充当するため、普通社債の発行により100億円を調達しました。

#### (4) 重要な組織再編等の状況

該当事項は、ありません。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、『順理則裕』(なすべきことをなし、ゆたかにする)の企業理念のもと、「安定性」と「成長力」を備えた強い「良い東洋紡グループ」をめざします。

2018年中期経営計画では、短期的な課題に取り組みつつ、中長期的な課題への取組みや企業風土改革などの事業基盤づくりも進めていく、という考え方「1/3思考」のもと、3つの重点施策「各事業に適した事業運営の徹底」、「中長期新商品・新事業開発の強化」、「事業基盤の強化」を策定し、以下のように取り組んでいます。

#### ① 各事業に適した事業運営の徹底

当社グループは、事業環境の異なる多くの事業が存在するため、各事業に適した K P I (重要業績評価指標)を設定し、重点化した事業運営を推進します。特に、成長分野には、積極的に経営資源を投入し、成長速度を高めます。

#### ② 中長期新商品・新事業開発の強化

未来へ向けた取組みとして、戦略的な成長資金の投入をしていきます。また、新製品開発 を加速するため、みらい戦略グループと研究開発企画管理部を中心に、社外の知識や技術を 取り込む「オープンイノベーション」を積極的に推進します。

#### ③ 事業基盤の強化

安全・防災の最優先、コンプライアンス重視の組織風土構築に改めて注力し、潜在的リスク・課題を洗い出し、対処できる体質にしていきます。また、「カエルプロジェクト」活動の推進により、「接戦を勝ち抜く」組織風土を醸成し、成長への意識改革に取り組みます。

上記の重点施策を「フィルム&コーティング」、「モビリティ」、「ヘルスケア&ウェルネス」の各成長分野において実行し、製品開発、事業拡大を推進しています。3つの成長分野の主な製品は下表のとおりです。

成長分野	製品
フィルム &コーティング	<ul><li>・液晶偏光子保護フィルム "コスモシャイン SRF"</li><li>・セラミックコンデンサ用離型フィルム</li><li>・高耐熱性ポリイミドフィルム "ゼノマックス"</li><li>・透明蒸着フィルム "エコシアール"</li><li>など</li></ul>
モビリティ	<ul><li>・エアバッグ用基布</li><li>・エンジニアリングプラスチック</li><li>・機能フィルター</li><li>・ポリオレフィン用接着性付与剤 "ハードレン" など</li></ul>
ヘルスケア &ウェルネス	<ul><li>・神経再生誘導チューブ"ナーブリッジ"</li><li>・ 骨再生誘導材"ボナーク"</li><li>・ 医用膜</li><li>など</li></ul>

これらの取組みを通じて、社会的な課題の解決に貢献するとともに、経済的価値の向上を図り、企業価値を高めていきます(CSV:Creating Shared Value)。

#### (6) 当社グループの財産および損益の状況の推移

連結会計年度区分	第 158 期 (自 2015.4) 至 2016.3)	第 159 期 (自 2016.4) 至 2017.3)	第 160 期 (自 2017.4) 至 2018.3)	第 161 期 (当連結会計年度) (自 2018.4) 至 2019.3)
売 上 高(百万円)	347,763	329,487	331,148	336,698
営業利益(百万円)	23,123	23,332	23,923	21,727
経 常 利 益(百万円)	20,393	20,650	20,415	17,788
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)	10,150	9,444	13,044	△603
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	114.32	106.38	146.93	△6.80
総 資 産(百万円)	444,587	450,790	445,495	461,047
純 資 産(百万円)	160,101	170,910	184,515	181,226

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式数) により算出しています。
  - 2. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株の割合で株式併合を行ったため、第158期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
  - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会 計年度より適用したことにより、第160期(前連結会計年度)の総資産の金額は組替え後の金額で表示し ています。
  - 4. 第158期は、中国での景気低迷の影響や原油価格の下落に伴う販売価格の値下げなどを受け、売上高は前年度比減少しました。経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、新設備や新製品に関する費用の減少などにより、前年度比増加しました。
  - 5. 第159期は、中国市況の軟化や原油価格の下落に伴う販売価格の値下げなどを受け、前年度比で売上高は減少したものの、コスト削減などにより経常利益は増加しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、在外子会社の事業休止による費用が発生したことなどにより前年度比減少しました。
  - 6. 第160期は、工業用フィルムなどが販売を伸ばし、売上高は前年度比で増加しました。経常利益は受取設備負担金の減少などにより減少しました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、防弾ベストに関連した訴訟の和解金の支払いなどが発生しましたが、本社ビルの信託受益権譲渡による固定資産売却益が発生したことなどにより前年度比増加しました。
  - 7. 第161期は、工業用フィルムなどの販売は好調に推移しましたが、原燃料価格変動の影響を受け、営業利益、経常利益ともに前年度比で減少しました。また、親会社に帰属する当期純利益は、火災による損失を特別損失に計上したことなどにより、当期純損失となりました。

# (7) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
日本エクスラン工業株式会社	3,000	80.0	アクリル繊維の製造・販売
東洋紡STC株式会社	2,500	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関 連製品の販売、衣料繊維の開発・販売
呉羽テック株式会社	400	100.0	不織布の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
東洋紡不動産株式会社	100	100.0	不動産の売買・賃貸
御 幸 毛 織 株 式 会 社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東洋クロス株式会社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売

(注) 重要な子会社の状況に記載した7社を含み、連結子会社は51社、持分法適用会社は5社です。

# (8) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

	区		分		主要製品
フ	ィルム・	機能	能 樹 脂 事	業	包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、 エンジニアリングプラスチック、光機能材料等
産	業マテ	IJ	アル事	業	自動車用繊維資材、スーパー繊維、不織布等
^	ルス	ケ	ア事	業	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器、 アクア膜、機能フィルター等
繊	維 •	商	事 事	業	機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等
不	動	産	事	業	不動産の賃貸・管理等
そ	の	他	事	業	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

# (9) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

本		社	大阪市
支		社	東京支社(東京都中央区)、名古屋支社(名古屋市)
エ		場	敦賀事業所(福井県敦賀市)、岩国事業所(山口県岩国市)、富山事業所(富山県射水市)、三重工場(三重県四日市市)、犬山工場(愛知県犬山市)、高砂工場(兵庫県高砂市)
研	究	所	総合研究所(滋賀県大津市)

#### ② 子会社

日本エクスラン工業株式会社	本社(大阪市) 西大寺工場(岡山市)
東洋紡STC株式会社	本社 (大阪市)
呉 羽 テ ッ ク 株 式 会 社	本社工場 (滋賀県栗東市)
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社(大阪市)
東洋紡不動産株式会社	本社(大阪市)
御幸毛織株式会社	本社(名古屋市)
東洋クロス株式会社	本店・樽井事業所(大阪府泉南市)

# (10) 当社グループおよび当社の従業員の状況(2019年3月31日現在)

	従 業 員 数	前年度末比増減
当社グループ	9,572名	78名増
当社	3,108名	

(注) 当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

#### (11) 当社グループの主要な借入先(2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	23,353百万円
株式会社三井住友銀行	18,733
株式会社三菱UFJ銀行	15,869
三井住友信託銀行株式会社	6,798
農林中央金庫	4,500
日本生命保険相互会社	4,450

# (12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

### 火災事故について

「1. 当社グループ(企業集団)の現況に関する事項」に記載のとおり、昨年9月6日に当 社敦賀事業所において大規模な火災事故が発生し、エアバッグ用原糸や、機能性クッション材 "ブレスエアー"、衣料用ナイロンなどを製造する設備が被災しました。

この火災により、株主の皆様をはじめ、近隣住民、関係省庁、お客様ほか、関係者の皆様に 多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを改めてお詫び申しあげます。

この事故を教訓として、さらなる防災機能の強化を進めるとともに、早期の復旧に向けて全社一丸となって取り組んでおります。防災に関する取組みの概要につきましては、「6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要」の「(9) 運用状況の概要」に記載しております。

## **2. 会社の株式に関する事項**(2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

200,000,000株

(2) 発行済株式の総数

89,048,792株 (自己株式281,342株を含む)

58,872名

(3) 株主数

### (4) 大株主 (上位10名)

	株	主	名		持 株 数	持株比率
日本	ズマスタートラ	スト信託銀行	株式会社(信託口	□)	8,286千株	9.34%
日本	こトラスティ・サ	ービス信託銀行	方株式会社(信託I	コ)	5,396	6.08
全	国 共 済 農	業協同	組合連合	会	3,308	3.73
日	本 生 命	保険	相 互 会	社	1,750	1.97
東		友		会	1,667	1.88
日本	トラスティ・サ	ービス信託銀行	株式会社(信託口	9)	1,638	1.85
日本	トラスティ・サ	ービス信託銀行	株式会社(信託口)	5)	1,624	1.83
東	洋 紡	従 業 員	持株	会	1,531	1.73
明	治安田	生 命 保 隊	利 互 会	社	1,402	1.58
JР	MORGAN	CHASE B	ANK 38515	1	1,392	1.57

(注) 持株比率は、自己株式 (281,342株) を控除して計算しています。

# **3. 会社の新株予約権等に関する事項** (2019年3月31日現在)

該当事項は、ありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	坂 元 龍 三	株式会社繊維会館 代表取締役会長
代表取締役社長 (社長執行役員)	楢 原 誠 慈	内部監査部、カエルプロジェクト推進部の統括
代表取締役 (専務執行役員)	渡邉	環境安全・品質保証統括部、財務部、経理部、調達・物流部、 人事部の統括。カエルプロジェクト推進部の担当
取 締 役 (常務執行役員)	竹 中 茂 夫	化成品部門の統括。スペシャリティケミカル本部長。 敦賀事業所の統括
取 締 役 (常務執行役員)	上 乃 均	ヘルスケア部門の統括。バイオ・メディカル本部長 Spinreact, S.A.U. 取締役会長
取 締 役 (執行役員)	西山重雄	繊維・機能材部門の統括。繊維・商事本部長。岩国事業所の統括 東洋紡STC株式会社 代表取締役社長
取 締 役	岡豪敏	弁護士(弁護士法人近畿中央法律事務所 代表社員)
取 締 役	中村勝	
取 締 役	磯 貝 恭 史	
監査役 (常勤)	永 田 種 昭	
監査役 (常勤)	飯塚康広	
監 査 役	竹 中 史 郎	株式会社オージス総研 社外監査役
監 査 役	杉 本 宏 之	公認会計士(杉本公認会計士事務所 代表) サカタインクス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 岡 豪敏、中村 勝および磯貝 恭史の各氏は、社外取締役です。
  - 2. 監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の両氏は、社外監査役です。
  - 3. 監査役 杉本 宏之氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
  - 4. 取締役 上乃 均、西山 重雄および磯貝 恭史の各氏ならびに監査役 飯塚 康広氏は、2018年6月 27日開催の第160回定時株主総会において選任され就任しました。
  - 5. 取締役 香山 和正、種田 祐士および佐藤 博之の各氏ならびに監査役 西中 久雄氏は、2018年6月27日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。

- 6. 当社は、取締役 岡 豪敏、中村 勝および磯貝 恭史の各氏ならびに監査役 竹中 史郎および杉本 宏之の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
- 7. 社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

#### (2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の総額
	名	百万円
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	12 (3)	350 (28)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	5 (2)	67 (16)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	17 (5)	417 (44)

- (注) 1. 上記には、2018年6月27日開催の第160回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでいます。
  - 2. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

#### (3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	岡 豪敏	当事業年度開催の取締役会18回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地 や幅広い見識に基づき発言をしました。
取締役	中 村 勝	当事業年度開催の取締役会18回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者としての 見地や幅広い見識に基づき発言をしました。
取締役	磯貝恭史	2018年6月27日就任以降開催の取締役会14回中13回に出席し、主に品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的見地や幅広い見識に基づき発言をしました。
監査役	竹中史郎	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会18回すべてに出席し、上場会社等 他社における豊富な監査役の経験や幅広い見識に基づき意見を述べました。
監査役	杉本宏之	当事業年度開催の取締役会18回および監査役会18回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地や幅広い見識に基づき意見を述べました。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

#### 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
1. 当社の会計監査人としての報酬等の額			87百万円
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額			130百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。
  - 2. 監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

#### (3) 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務。

#### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

# 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その 他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

当社は、時代の変化に対応し、持続的な企業価値向上のため、「意思決定の迅速性と的確性の確保」「経営の透明性確保」「公正性重視」の考えに立ち、「グループガバナンスの強化」「リスクマネジメントとコンプライアンス体制の強化」等に取り組みます。

## (2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。
- ・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとと もにコンプライアンス部を設置し、グループ全体にわたって法令順守を推進します。また、 内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。
- ・「東洋紡グループ企業行動憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループ の役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。
- ・「決定・監督」は取締役会が担当し、取締役会長が議長を務めます。「業務執行」では、取 締役社長が執行の長として、統括執行役員会議の議長を務めるとともに、執行役員会議を招 集します。
- ・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に 関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営方針の伝達や組織横断的な全社課題の進 捗報告を行うなど効率的な業務執行に努めます。

### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

#### (5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備 投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することに より、経営に関するリスクを管理します。
- ・取締役社長を委員長とする「CSR委員会」を設置し、その下に「地球環境・安全委員会」「PL/QA委員会」「コンプライアンス委員会」「輸出審査委員会」「内部統制委員会」「情報委員会」「研究開発委員会」「知的財産委員会」を置き、当社グループ全体にわたって各種のリスクに対応します。

#### (6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の事業本部ごとに管理するととも に、経営企画部が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。
- ・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会 社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保 します。
- ・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

#### (7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に 関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。
- ② 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さら に、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やか にかつ適切に報告を行います。
  - ・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。
  - ・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。

- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家から助言を求 めるなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと認 められる場合を除き、請求に応じて支払います。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議、経営会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「CSR委員会」 等の重要委員会についても同様の規定を各委員会規則に明記します。
  - ・監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役会を定期的に開催し、適切な 内部統制構築に関する監査の充実を図ります。
  - ・監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況 の報告を受けるとともに情報交換を行います。

#### (8) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

・反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループ企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

#### (9) 運用状況の概要

当社は、上記の体制整備に関する基本方針に基づき、当事業年度において、以下の取組みを行いました。

- ① 職務の執行の効率性および適正性に関する取組み
  - ・定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を6回開催し、法令および定款に規定された事項、 経営上の重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。
  - ・取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な 付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた統括執行役員会議による決議、または 稟議による決裁を行いました。
  - ・グループ会社の意思決定については、業務の効率性および適正性を確保するため、関係会 社管理内規等に定められた重要事項について、取締役会または統括執行役員会議で審議を 行いました。
- ② コンプライアンスの推進に関する取組み 当社は、「順理則裕」の企業理念のもと、「合理的・論理的に考え、行動すること、道理・ 倫理、人間としての基本姿勢を尊重すること」をコンプライアンスの核としています。

- ・統括執行役員会議メンバーが委員となり、経営の観点からグループ全体のコンプライアンスを推進するコンプライアンス委員会および、その下に具体的取組みを検討、推進するコンプライアンス推進委員会を設置しています。当事業年度は、コンプライアンス委員会を2回、コンプライアンス推進委員会を4回開催し、「コンプライアンス意識の定着と価値観の共有」をキャッチフレーズに方針・基準の明確化や教育、研修、予防措置の実効性向上に取り組みました。
- ・持続可能な社会の実現とコンプライアンス意識の向上をめざして、東洋紡グループ企業行動憲章および行動規範である「東洋紡グループ社員行動基準」を大幅に見直し、グループ 従業員に配付するとともに、職場にて読み合わせを実施するなど、ルールの周知徹底に努めました。
- ・当社管理職全員およびグループ会社に対し、計38回のコンプライアンス説明会を実施する とともに、法令違反等のトピックを掲載したケーススタディを毎月発行するなど、意識向 上を図りました。
- ・コンプライアンス徹底月間には、コンプライアンスアンケートを実施し、順守状況や推進 活動に関する課題の把握に努めるとともに、改善に向けた対応を実施しました。
- ・情報セキュリティや贈収賄、贈答・接待などの重点テーマにおいて、規定の整備や研修会 を実施するなど取組みを強化しました。
- ③ リスク管理に関する取組み
  - ・重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件につき、企画審議会または管理審議会で審議し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスク評価を行い、統括執行役員会議に答申しました。
  - ・個々のリスク管理については、地球環境・安全委員会など各委員会がお客様、株主・投資 家、調達お取引先、地域社会、従業員、地球環境など、各ステークホルダーを意識した取 組みを実践し、企業理念「順理則裕」の趣旨、精神の浸透を図りました。
  - ・これらの委員会活動は、CSR委員会が取り組むべき課題を明確にして一元的に監督しました。
  - ・特に、保安防災については、2018年9月発生の大規模火災(敦賀事業所)を教訓として、 以下の取組みを実施するなど、防災機能の強化を図っています。
    - i. 第三者による防災診断を実施し、各工場の火災リスクを抽出
    - ii. 防災診断の結果を踏まえ、「消防設備ガイドライン」を制定
    - iii. 上記 i . ii . をもとに各工場で防災総点検を実施
  - ・また、品質保証については、お客様に安心してご利用いただける製品・サービスを提供するため、「東洋紡グループ品質保証ガイドライン」を定めるとともに、当該ガイドライン に準拠した組織に改めるなど、品質保証体制のさらなる強化に取り組みました。

#### ④ 監査役の監査体制に関する取組み

- ・監査役スタッフを2名置き、監査役の職務を補助しました。
- ・当社事業部門やグループ会社は、監査役に業務状況報告を行ったほか、「組織風土改革への取組み」の中で、安全、コミュニケーション、人材マネジメント等に関する監査役監査を受けました。
- ・監査役は、当社規定に基づき、法令に定められた会議への出席のほか、重要な会議、委員会に出席し、情報収集するとともに、独立した客観的な立場で意見を述べました。
- ・グループ監査役会は4回開催され、各グループ会社の重点課題と取組状況に関する報告、 情報交換などにより、当社グループの監査体制の充実が図られました。
- ・内部監査部は、監査役と監査結果の共有を目的として定期的に会合を行うとともに、必要 に応じて情報交換および意見交換を行い、連携を強化しました。

#### 7. 会社の支配に関する基本方針

#### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として、株主の皆様による当社株券等の自由な売買を認める以上、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為に応じるべきか否かのご判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えています。

しかしながら、最近の我が国の資本市場における株券等の大量買付行為の中には、現経営陣の賛同を得ず一方的に行為を強行する動きも見受けられ、①対象会社に対し高値買取の要求を狙う買収である場合や、重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなどして会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合、②株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合、③株主の皆様に十分な検討時間を与えず、また対象会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく行われる買収である場合、④対象会社の企業価値向上のために必要な従業員、取引先、お客様等の利害関係者との関係を損なうおそれのある買収である場合等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の財務および基本理念、事業内容、コアテクノロジーを十分理解し長期的視野に立って企業価値ひいては株主共同の利益を高めることを目的とする者であるべきだと考えます。従いまして、当社は、上記のような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではなく、このような行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

#### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み(概要)

当社は、綿紡績を祖業としつつ、その後は化学繊維、合成繊維へと事業を拡大、その後には、フィルム、機能樹脂、スーパー繊維、機能膜、診断薬用酵素等の市場へも参入、以来、これらの製品に代表されるスペシャルティ事業の拡大を進めてきました。130年を超える歴史を通じて、当社は、「重合・変性」「加工」「バイオ」のコア技術を育むとともに、販売、開発、生産が一体となって、顧客の要請にきめ細かく応えていくビジネスモデルをつくり上げてきました。このビジネスモデルをもとに、さらに成長軌道に乗せるため、「不断のポートフォリオ改革」を掲げ、事業の維持・拡大を図っています。

当社は、企業価値を「利益、キャッシュフロー、資産効率等の経済的価値」と「ステークホルダーからの信頼・評価を含めた社会的価値」の両方で構成されると考えており、これら両面から企業価値を高めていきます。

# (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(概要)

当社は、2017年6月28日に開催された第159回定時株主総会において株主の承認を受け、当 社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を更新し ました。

#### ① 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為が行われる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、当社が本新株予約権の取得 と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様に当社普通株式を交付する取得条 項等を付すことが予定されています。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

② 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、2017年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から2020年3月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。

(4) 本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由(概要)

本プランは、以下の理由により、上記(1)の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の 共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考 えています。

- ① 買収防衛策に関する指針(経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」)の要件等を完全に充足していること
- ② 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること
- ③ 株主意思を重視するものであること
- ④ 独立性の高い社外者(独立委員会)の判断の重視
- ⑤ 対抗措置発動に係る合理的な客観的要件の設定
- ⑥ 独立した地位にある第三者専門家の助言の取得
- (7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
- (注) 本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社のウェブサイト (https://www.toyobo.co.jp/news/2017) に掲載されている2017年5月11日付「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご参照ください。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

***	A sterr	**** H -	(単位・日万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	193,125	流 動 負 債	131,768
現金及び預金	22,318	支払手形及び買掛金	42,736
受取手形及び売掛金	81,909	電子記録債務	2,036
	ŕ	短 期 借 入 金 1年内償還予定の社債	41,882 10,000
電子記録債権	3,881	1年月頃 歴 月 足 の 任 頃 1年内返済予定の長期借入金	12,433
商 品 及 び 製 品	45,849	未払法人税等	1,472
仕 掛 品	13,704	賞 与 引 当 金	4,128
原材料及び貯蔵品	17,247	その他	17,081
		固定負債	148,053
そ の 他	8,417	社 債	30,000
貸 倒 引 当 金	△199	長期借入金	69,009
		リース債務	1,167
固定資産	267,922	繰延税金負債	4,220
有 形 固 定 資 産	208,476	再評価に係る繰延税金負債	21,277
	200,470	役員退職慰労引当金	233
建物及び構築物	50,166	環境対策引当金	419
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	43,163	退職給付に係る負債 そ の 他	18,236 3,492
土 地	98,199	負 債 合 計	279,821
		(純資産の部)	
リース 資産	1,193	株 主 資 本	135,378
建設仮勘定	11,335	資 本 金	51,730
その他	4,420	資本剰余金	32,206
		利 益 剰 余 金   自 己 株 式	51,858 △415
無形固定資産	3,654	日 □ 休 八 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
投資その他の資産	55,792	その他有価証券評価差額金	41,206 9,071
<b>热                                    </b>	20.745	繰延ヘッジ損益	△ <b>33</b>
投 資 有 価 証 券	29,745	土地再評価差額金	44,483
繰 延 税 金 資 産	17,276	為替換算調整勘定	△10,277
そ の 他	9,462	退職給付に係る調整累計額	<b>△2,038</b>
		非 支 配 株 主 持 分	4,641
貸 倒 引 当 金	△691	純 資 産 合 計	181,226
資 産 合 計	461,047	負債・純資産合計	461,047

# 連結損益計算書

自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

			(単位・日月円)
科	目	金	額
<b>売</b> 上	高		336,698
売 上 原	価		255,634
売 上 総	利 益		81,064
販売費及び一般			59,337
営業	利 益		21,727
営 業 外	収 益		,
		金 863	
		他 2,129	2,992
営 業 外	費用	2,127	
支払		息 1,305	
		他 5,626	6,931
経常	利益	3,020	17,788
,			17,700
		益 198	
		金 306	
り の の れ		益 175	
	• =	金 607	
			1.510
		他 233	1,519
		1 005	
		損 1,905	
		損 607	
		損 1,873	
		失 13,822	
		他 997	19,204
税金等調整前		益	102
法人税、住民		税 2,907	
法 人 税 等		額 △1,994	913
当 期 約		失	810
非支配株主に帰属			207
親会社株主に帰属	属する当期純損	失	603

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(資産の部) 流動変産 131,570 流動負債 113,018				(五位・日7111)
<ul> <li>流動資産</li> <li>131,570</li> <li>現金及び預金</li> <li>10,675</li> <li>東米と50,688</li> <li>現井の食力での長期借入を26,535</li> <li>現井の食力での長期借入を26,535</li> <li>現井の食力での長期借入を26,535</li> <li>現井の食力での長期借入を20,535</li> <li>現井の食力での長期借入を20,535</li> <li>現井の食力での長期借入を20,535</li> <li>日本内食浴子の長期借入を20,535</li> <li>日本内食浴子の長期借入を20,535</li> <li>日本内食浴子の食力を20,535</li> <li>日本内食浴子の食用が高端の6元を20,229</li> <li>日本内食浴子の食力を20,535</li> <li>日本内食浴子の皮膚が高端の6元を20,230</li> <li>日本のの大き、払り、要のものでは、20,000</li> <li>日本のの食産物は、20,000</li> <li>日本のの食産のおりまた。</li> <li>日本のの食産のおりまた。</li> <li>日本のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産の他利益がまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食産のおりまた。</li> <li>日のの食食をは、株式、1,1,198</li> <li>日のの食養の他利益が、また。</li> <li>日のの食養のは、大力のは、また。</li> <li>日のの食養のおりまた。</li> <li>日のの食養のは、大力のは、また。</li> <li>日のの食養のは、大力のは、また。</li> <li>日のの食が、また。</li> <li>日のの食が、また。</li> <li>日のの食が、また。</li> <li>日のの食が、また。</li> <li>日ののの食が、また。</li> <li>日のののは、また。</li> <li>日のののは、また。</li> <li>日のののは、また。</li> <li>日のののは、また。</li> <li>日のののは、また。</li> <li>日のののは、また。</li> <li>日のののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、また。</li> <li>日ののは、またり、また。</li> <li>日ののは、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり、またり</li></ul>	科目	金額	科    目	金額
田 金 及 び 預 金				
乗   乗   乗   乗   乗   乗   乗   乗   乗   乗	流 動 資 産	131,570		
大きの	現金及び預金	10,675		
<ul> <li>売 書 会 を</li></ul>	受 取 手 形	4.595	電子記録債務	
電子記録債権 品品				35,579
製				
世 掛				
原材料及び貯蔵品 135 前 29、107 末 払 費 用 3,307 前 払 費 用 135 前 29 金 272 短短期 貸 付 金 4,791 賞 を 9,0 当 金 金 15,531 で 24,436 で 9 の 他 24 位 24			リース債務	
前 払 費 用 135 前 受 金				
短 期 貸 付 金 他 4,791			未 払 費 用	
2,436			前 党 金	
(大)   (大				
B 定 資 産   269,114				
Te	貸 倒 引 当 金	$\triangle 7$		
有形 固定資産     161,468       建     物       4,272     再評価に係る繰延税金負債       18,655       機械及び装置     33,174       車両及び運搬具     82       工具、器具及び備品     2,833       土     地       10     205       建設仮勘定     9,038       要定     2,871       ソフトウェア     2,521       その他の資産     104,775       投資その他の資産     104,775       投資その他の資産     104,775       投資その他利益剰余金     30,636       投資を付金     8,729       投資を付金     8,729       投資を付金     71,198       長期貸付金     5,278       機延税金資産     7,048       有価証券     7,048       有価証券     7,048       有価証券     2,100       経延税金費用     2,100       経延化・少ジ損益	固定資産	269,114		
建     物     27,181     リース債務     159       構 築 物 株 及 び 装 置 画 及 び 運 搬 具 工具、器 具 及 び 備 品 土 地 度 設 仮 勘 定     82     環境対策引当金 12,005       工具、器 具 及 び 備 品 土 地 度 設 仮 勘 定 程 設 仮 勘 定 程 設 仮 勘 定 程 設 仮 勘 定 2,833     (純資産の部)     114,527       選 形 固 定 資 産 2,871     2,871     資本 乗 備金 32,575       ソ フ ト ウ ェ ア その他の資産 分 6 分 70,224     350     本 乗 備金 19,224       投資その他の資産 投資 有 価 証 券 段 育 価 証 券 別 係 会 社 株 式 長 期 貸 付 金 長 2,271     その他 利 益 剰 余 金 30,636       投資 イ 価 証 券 別 係 会 社 株 式 長 期 貸 付 金 操 延 税 金 資 産 7,048     7,048     その他有価証券評価差額金 2,100       損 妊 税 金 資 産 前 払 年 金 費 用     142     繰 延 へ ッ ジ 損 益			住	
構 築 物 4,272 再評価に係る繰延税金負債 18,655 機 械 及 び 装 置 82				
機械及び選搬具工具、器具及び備品土 地質産 (純資産の部) (純資産の部) (共2,833 (共2) (共2) (共2) (共2) (共2) (共2) (共2) (共2)				
車両及び運搬具工具、器具及び備品土       82       環境対策引当金       376         土       地       84,683       (純資産の部)         リース資産 産 設 仮 勘 定 費 股 仮 勘 定 費 股 仮 勘 定 費 で で で で で で で で で で で で で で で で で で				
工具、器具及び備品       2,833         土       地         リース資産       205         建設仮勘定       9,038         無形固定資産       2,871         ソフトウェア       2,521         その他資本剰余金       19,224         その他資本利余金       13,351         投資その他の資産       104,775         投資有価証券       8,729         投資有価証券       8,729         長期貸付金       71,198         長期貸付金       5,278         保延税金資産       7,048         市払年金費用       142	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		芝 啾 和 刊 刊 彐 並 晋 培 커 笔 리 氺 今	
土       地       2,633         土       地       84,683         リース資産       205         建 股 仮 勘 定       9,038         無 形 固 定 資産       2,871         ソフトウェア       2,521         その他資本剰余金       19,224         その他資本利余金       13,351         投資その他の資産       104,775         投資有価証券       8,729         関係会社株式       71,198         長期貸付金       5,278         課価・換算差額等       41,730         その他有価証券評価差額金       2,100         市払年金費用       142			現 境 刈 東 汀 ヨ 並 そ の	
114,527   205   株 主 資 本				
現 と				244,420
<ul> <li>(理 散 仮 勘 定</li></ul>				114 527
無 形 固 定 貸 産2,871資 本 剰 余 金32,575ソ フ ト ウ ェ ア その 他 350そ の 他 資本 剰 余 金19,224そ の 他 資 そ の 他 資 を 利 余 金350そ の 他 資本 剰 余 金13,351投資その他の資産104,775利 益 剰 余 金30,636投資有 価 証 券 関係会社株式 長 期 貸 付 金 繰延税 金 資産 前 払 年 金 費 用8,729そ の 他 利 益 剰 余 金30,636自 己 株 式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 その他有価証券評価差額金 41,730 2,1002,100	建設仮勘定	9,038		
ソフトウェア     2,521     資本準備金     19,224       その他資本剰余金     13,351       投資その他の資産     104,775     利益剰余金     30,636       投資有価証券     8,729     その他利益剰余金     30,636       関係会社株式     71,198     自己株式     30,636       長期貸付金     5,278     評価・換算差額等     41,730       繰延税金資産     7,048     その他有価証券評価差額金     2,100       前払年金費用     142     繰延ヘッジ損益	無形固定資産	2,871	資 木 剰 余 余	
その他350その他資本剰余金13,351投資その他の資産104,775利益剰余金30,636投資有価証券8,729その他利益剰余金30,636関係会社株式71,198繰越利益剰余金30,636長期貸付金5,278評価・換算差額等41,730繰延税金資産7,048その他有価証券評価差額金2,100前払年金費用142繰延ヘッジ損益				
投資その他の資産104,775利益剰余金投資有価証券8,729その他利益剰余金関係会社株式71,198繰越利益剰余金長期貸付金5,278評価・換算差額等解延税金資産7,048その他有価証券評価差額金前払年金費用142繰延ヘッジ損益			その他資本剰余金	13 351
投資有価証券 関係会社株式 長期貸付金 繰延税金資産 前払年金費用 8,729 その他利益剰余金 線越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 2,100 会24			利益剰余金	30.636
関係会社株式     71,198     編越利益剰余金       長期貸付金     15,278     評価・換算差額等       繰延税金資産     7,048     その他有価証券評価差額金       前払年金費用     142     繰延ヘッジ損益				
長期貸付金     5,278     評価・換算差額等       繰延税金資産     7,048     その他有価証券評価差額金       前払年金費用     142     繰延ヘッジ損益				
長期員 10 金     5,278     評価・換算差額等     41,730       繰延 税 金 資 産     7,048     その他有価証券評価差額金     2,100       前 払 年 金 費 用     142     繰延 へ ッ ジ 損益     △24				
繰 姓 税 金 貸 産 7,048 その他有価証券評価差額金 2,100 前 払 年 金 費 用 142 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 △24				
前 払 年 金 費 用 142 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 △24				
				△24
	そ の 他	13,671	土地再評価差額金	39,654
貸 倒 引 当 金 △1,291 <b>純 資 産 合 計 156,256</b>	貸 倒 引 当 金			
資 産 合 計 400,684 負債・純資産合計 400,684	資 産 合 計	400,684	負 債 ・ 純 資 産 合 計	400,684

# 損益計算書

(自 2018年4月1日) 至 2019年3月31日)

	NI .		<b>—</b>		<b>A</b>	(羊位・日刀门)
	斗		I		金	額
売	上		高			199,322
売	上	原	価			149,412
売	上 #	総利	益			49,910
販 売 費	及び一	般管理	費			34,874
営	業	利	益			15,036
営業		収	益			
受 耳	又 利 息	及び	配当	金	2,289	
そ		0)		他	965	3,254
営業	外	費	用			
支	払	利		息	1,036	
そ	•	0		他	5,366	6,402
経	常	利	益	,_	2,000	11,888
特	別	利	益			,
固	定資	産売		益	98	
関	係 会	社清		益	92	
	系会社		売 却	益	191	
受	取取	保	険	金	306	687
特	別	損	<b>失</b>	717	300	
西	定資	産処		損	1,662	
火	災に	産 処 よ る	損	<sub>1貝</sub> 失	13,822	
そ	火	の	1貝	他	714	16 107
	VI		# <del> </del>		/14	16,197
税引			屯 損	失	202	3,622
			び事業	税	283	. 1 007
	税	等 調	整	額	△2,280	△1,997
当	期	純	損	失		1,625

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

東洋紡株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定制責任社員 公認会計士 小 野 友 之 印

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 徹 雄 印業務執行社員 公認会計士 山 田 徹 雄 印

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 盛 子 印業務執行社員 公認会計士 大 橋 盛 子 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋紡株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、東洋紡株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損 益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

東洋紡株式会社 取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

指定制責任社員 公認会計士 小 野 友 之 印 業務執行社員 公認会計士 小 野 友 之 印

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 徹 雄 印業務執行社員 公認会計士 山

指定有限責任社員 公認会計士 大 橋 盛 子 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第161期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書 並びに連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、2018年9月に発生した大規模火災を教訓として、防災機能の強化に 取組んでおります。監査役会としましては、今後も取組みの実施状況について、注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

# 東洋紡株式会社 監査役会

監査役(常勤) 永 田 種 昭 即

監査役(常勤) 飯塚康広印

監 査 役 竹 中 史 郎 ⑩

監 査 役 杉 本 宏 之 ⑩

(注) 監査役 竹中 史郎及び監査役 杉本 宏之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める 社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要事項の一つと認識しており、安定的な配当の継続を基本としつつ、持続性のある利益水準、将来投資のための内部留保、財務体質の改善などを勘案したうえで、総還元性向30%を目安として総合的に判断しております。当期は、純損失となりましたが、一過性の要因によるものであることから、期末配当につきましては、以下のとおり、前期と同額の1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに 関する事項およびその総額	当社普通株式 1 株につき金 40 円 総額 3,550,698,000 円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月26日

#### 第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、新たに社外取締役を1名増員した取締役10名(うち社外取締役4名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号				氏名	3	当社における地位	取締役会 出席状況
1	なか坂	立と	りゅう	ぞう 二	再任	代表取締役会長	100% (18/18回)
2	楢	原	誠	芝慈	再任	代表取締役社長兼社長執行役員	100% (18/18回)
3	カた渡	なべ		野	再任	代表取締役兼専務執行役員	100% (18/18回)
4	竹	なか	茂	夫	再任	取締役兼常務執行役員	100% (18/18回)
5	う え 上	乃		均	再任	取締役兼常務執行役員	86% (12/14回)
6	西	* # Ш	ぜ重	雄	再任	取締役兼常務執行役員	100% (14/14回)
7	おか		をは豪	敏	再任 社外 独立	取締役	78% (14/18回)
8	な か 中	村村		勝	再任 社外 独立	取締役	100% (18/18回)
9	磯	がい	恭	史	再任 社外 独立	取締役	93% (13/14回)
10	桜	木	君	枝	新任 社外 独立	_	_

- (注) 1. 上乃 均、西山 重雄および磯貝 恭史の各氏の取締役会出席状況は、2018年6月27日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。
  - 2. 各候補者の指名にあたっては、当社取締役会の諮問機関である取締役指名等審議会の答申を踏まえて決定しています。



所有する当社株式の数 21,965 株

候補者番号

# 1 坂元龍三 1947年11月20日生 再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1972年4月 当社入社 2002年6月 取締役

2005年6月 代表取締役社長兼社長執行役員

2014年4月代表取締役会長現在に至る



所有する当社株式の数 17,444 株

候補者番号

2 楢原誠慈

1956年10月17日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年1月 当社入社 2010年4月 執行役員

2011年6月 取締役兼執行役員

2014年4月 代表取締役社長兼社長執行役員 現在に至る

(現 内部監査部、カエルプロジェクト推進部の統括)



所有する当社株式の数 5.298 株

3 渡邉

まさる

1956年12月24日生

再任

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年 4 月 当社入社

1999年3月 資金部課長

2007年7月 化成品管理室長

2009年10月 参与、化成品事業企画室長兼化成品管理室長

2014年 4 月 執行役員

2016年6月 取締役兼執行役員

2017年 4 月 取締役兼常務執行役員

2018年 4 月 代表取締役兼専務執行役員

現在に至る

(現 環境安全・品質保証統括部、財務部、経理部、調達・物流部、 人事部の統括。カエルプロジェクト推進部の担当



所有する当社株式の数 3.998 株

候補者番号

竹中茂夫

1958年10月16日生

再任

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社

2004年9月 アメリカ事務所長

2006年7月 バイロン事業部長

2010年4月 参与、バイロン事業部長

2012年4月 参与、機能性樹脂事業総括部長兼機能性樹脂技術開発部長

2013年 4 月 執行役員

2017年4月 常務執行役員

2017年6月 取締役兼常務執行役員

現在に至る

(現 化成品部門の統括。スペシャリティケミカル本部長。 敦賀事業所の統括



所有する当社株式の数 4.068 株

上乃

ひとし 均

1954年6月6日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年6月 当社入社

2009年10月 参与、コーポレート研究所長兼事業開発企画室副室長

2013年4月 執行役員

2017年4月 常務執行役員

2018年6月 取締役兼常務執行役員

現在に至る

(現 ヘルスケア部門の統括。バイオ・メディカル本部長)

[重要な兼職の状況]

Spinreact, S.A.U. 取締役会長



所有する当社株式の数 2.369 株

候補者番号

にし やま しげ 西 山 重 雄

1959年6月26日生

再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社

2007年4月 テキスタイル生産技術部長兼テキスタイル生産企画部テキスタイル 調達グループマネジャー

2014年 4 月 参与、繊維生産・技術総括部長兼テキスタイル生産技術・開発部長 及び東洋紡STC株式会社へ出向

2017年 4 月 執行役員

2018年6月 取締役兼執行役員

2019年4月 取締役兼常務執行役員

現在に至る

(現 繊維機能材部門の統括。岩国事業所の統括)

[重要な兼職の状況] 東洋紡STC株式会社 代表取締役社長



所有する当社株式の数 () 株

おか 岡

たけ とし

1945年9月19日生

再任

独立

社外

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

弁護士登録 1974年 4 月

大阪弁護士会副会長 1996年4月

2003年7月 弁護士法人近畿中央法律事務所設立、代表社員

現在に至る

2015年6月 当社取締役 現在に至る

[重要な兼職の状況]

弁護十法人近畿中央法律事務所 代表社員

#### [社外取締役候補者の選仟理由]

岡 豪敏氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その客観的・ 専門的な見地から当社の経営に対して、助言・監督をいただくため、選任をお願いす るものです。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会 社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての 職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。なお、同氏は、2008年6月か ら2014年6月まで当社の買収防衛策に定める独立委員会の委員を務めました。



所有する当社株式の数 () 株

候補者番号

なか むら 材 中

まさる 勝

1953年9月3日生

再任

社外 独立

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月 住友商事株式会社入社

2006年4月 同社理事

2008年4月 同社執行役員

同社常務執行役員 2010年4月

2012年4月 同社専務執行役員

2016年4月 同社顧問

現在に至る 2017年6月 当社取締役

現在に至る

2019年6月 住友商事株式会社顧問退任予定

### [社外取締役候補者の選任理由]

中村 勝氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、その客観的・ 専門的な見地から当社の経営に対して、助言・監督をいただくため、選任をお願いす るものです。



所有する当社株式の数 () 株

いそ がい たか ふみ 9 磯貝恭史

1949年4月4日生

再任 独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年1月 大阪大学教養部助教授

1996年 4 月 大阪大学大学院基礎工学研究科助教授

2002年 4 月 神戸商船大学商船学部教授

2003年10月 神戸大学海事科学部教授

2013年 4 月 流通科学大学商学部教授

2018年 4 月 流通科学大学非常勤講師

2018年6月 当社取締役

現在に至る

#### [社外取締役候補者の選任理由]

磯貝 恭史氏は、品質管理分野に精通した学識経験者として豊富な経験と幅広い見 識を有しており、その客観的・専門的な見地から当社の経営に対して、助言・監督を いただくため、選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外取締役または 社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上 記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断してい ます。



所有する当社株式の数 () 株

# [O 桜 木 君 枝 1958年9月6日生

新任

独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年3月 株式会社福武書店(現 株式会社ベネッセホールディングス)入社

1995年 4 月 同社出版部書籍事業部門統括

1998年11月 同社ビジネスエシックスコミッティ課長

2003年1月 同社企業倫理・コンプライアンス室長

2003年6月 株式会社ベネッセコーポレーション (現 株式会社ベネッセホール

ディングス) 常勤監査役

現在に至る

2007年 4 月 会津大学大学院特任教授

現在に至る

2009年10月 株式会社ベネッセコーポレーション監査役

現在に至る

2019年6月 同社監查役退任予定

2019年6月 株式会社ベネッセホールディングス常勤監査役退任予定

#### [社外取締役候補者の選任理由]

桜木 君枝氏は、企業倫理、コンプライアンスおよびCSRの分野に関する豊富な 経験と幅広い見識を有しており、その客観的・専門的な見地から当社の経営に対し て、助言・監督をいただくため、選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 取締役候補者のうち、岡 豪敏、中村 勝、磯貝 恭史および桜木 君枝の各氏は、社外取締役候補者です。
  - 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
    - (1) 当社の社外取締役に就任してからの年数
      - ・岡 豪敏氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年です。
      - ・中村 勝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。
      - ・磯貝 恭史氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年です。

#### (2) 社外取締役との責任限定契約

当社は、定款第28条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、岡 豪敏、中村 勝および磯貝 恭史の各氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しています。各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、桜木 君枝氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

#### (3) 独立性に関する事項

- ・岡 豪敏、中村 勝、磯貝 恭史および桜木 君枝の各氏は、いずれも当社が定めた「社外役員の独立性基準」の要件を満たしています。
- ・岡 豪敏氏の重要な兼職先である弁護士法人近畿中央法律事務所と当社との間に取引はありません。
- ・中村 勝氏が過去に業務執行者であった住友商事株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、 その取引額は、直近事業年度において両社の連結売上高のそれぞれ1%未満です。
- ・磯貝 恭史氏が過去に教授を務めていた流通科学大学と当社との間に取引はありません。
- ・桜木 君枝氏が監査役を務める株式会社ベネッセホールディングス、株式会社ベネッセコーポレーションと当社との間に取引はありません。また、同氏が特任教授を務める会津大学との間にも取引はありません。
- ・当社は、岡 豪敏、中村 勝および磯貝 恭史の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。また、桜木 君枝氏の選任が承認された場合についても、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
- (4) 桜木 君枝氏が監査役を務める株式会社ベネッセコーポレーションは、個人情報の漏洩に関して、2014年9月に経済産業省より、個人情報保護法に基づく再発防止のための是正を求める勧告を受けました。同氏は当該事実に関与しておらず、不祥事防止のための監査に注力していました。また、事実発生後には再発防止のための監査および意見表明を行いました。

## 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

社外

## 里 井 義 昇

1962年12月10日生

所有する当社株式の数 0株

独立

#### 略歴および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録

1996年4月 高木茂太市法律事務所入所

2006年2月 象印マホービン株式会社社外監査役

2015年6月 NCS&A株式会社社外監査役

2015年6月 当社社外監査役

2016年12月 やさか法律事務所入所

現在に至る

#### [重要な兼職の状況]

やさか法律事務所 弁護士

## [補欠の社外監査役候補者の選任理由]

里井 義昇氏の弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、2015年6月から2017年6月まで当社社外監査役を務め、当社グループの事業内容および監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合においても適切に職務を遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 当社は、里井 義昇氏に当社コンプライアンス相談の社外窓口として報酬を支払っていますが、その額は直近事業年度において0.3百万円と僅少であり、それ以外に当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 里井 義昇氏は、補欠の社外監査役候補者です。

- 3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
  - (1) 社外監査役との責任限定契約

当社は、定款第36条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めています。里井 義昇氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で法令が規定する額を限度とする当該責任限定契約を締結する予定です。

- (2) 独立性に関する事項
  - ・里井 義昇氏は、当社が定めた「社外役員の独立性基準」の要件を満たしています。
  - ・同氏の重要な兼職先であるやさか法律事務所と当社との間に取引はありません。
  - ・同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

#### <ご参考> 社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役(候補者を含む)は、 当社からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断する。

- (1) 当社の主要株主 (議決権保有割合が10%以上である者をいう、以下同じ)、またはその会社の業務執行者
- (2) 当社が主要株主である会社の業務執行者
- (3) 当社を主要な取引先とする者(当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、過去 3事業年度の平均年間取引額が当該取引先の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をい う)またはその会社の業務執行者
- (4) 当社の主要な取引先(当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当社の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう)またはその会社の業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先(その借入残高が当社総資産の2%超に相当する金額である借入先をいう)である金融機関の業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭 その他の財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- (7) 上記(1) 乃至(6) に過去3年以内に該当していた者
- (8) 上記(1) 乃至(7) に該当する者の二親等内の親族
- (注) 上記の属性に該当しない場合であっても、当社のグループ会社または取引先のグループ会社における取引高等を勘案して、独立性がないと判断する場合がある。

以上

## 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月29日開催の第147回定時株主総会において、月額41百万円以内とご承認いただいております。今般、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のため の報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額45百万円以内といたします。本総会の時点において、対象取締役は6名を予定しておりますが、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。なお、本制度の導入にあたっては、取締役社長の諮問機関である役員報酬等諮問会議より妥当である旨の答申を得ております。

本制度の具体的な内容は、次のとおりであります。

## 1. 譲渡制限付株式の割当て、払込み等

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社普通株式の総数は年45,000株以内(ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。)とし、当社普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)といたします。

## 2. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づく当社普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

#### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の払込期日から30年間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他の一定の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役その他の一定の地位を退任した場合、本割当株式の全部または一部について、譲渡制限を解除できるものとし、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。

## (3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社取締役会が正当と認める理由以外の理由により、 当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当し た場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の 設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式 会社に開設する専用口座で管理される予定です。

## くご参考>

当社は、本総会終結後、本制度と同様の制度を当社執行役員(取締役を兼務する執行役員を除きます。)に対し、導入する予定です。

以上

## 株主総会会場案内図

#### 会場

## 当社本社12階大ホール

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

#### 交通

■ JR [大阪駅] 桜橋□から 徒歩約15分

■ JR東西線 [北新地駅]西改札口から 徒歩約10分

■阪神 [梅 田 駅] 西第3改札□から 徒歩約15分

■京阪中之島線 [渡辺橋駅] ⑦番出口から 徒歩約7分

▶大阪メトロ

四つ橋線 [西梅田駅] 南改札口から 徒歩約10分

[肥後橋駅] ②番出口から 徒歩約10分



大阪駅



※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。 ※スロープの入口は、ビル北東側にございます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

